

質問第五号

無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年十一月十五日

福島 瑞穂

参議院議長 斎藤 十朗殿

無期刑囚の仮出獄制度の運用及び外部交通の実状に関する質問主意書

先般、「無期刑囚の執行期間及び医療体制に関する質問主意書」を提出したところ、平成十一年五月二十五日付け答弁書（内閣参質一四五第一五号）をもって回答を得た。

右答弁書によると、執行開始後二五年を超えるものが合計六七名に達する。

出所者（仮出獄者を含む。）の平均受刑在所期間が二一年六月（二五八月）と報告されているが、なぜこれらの無期刑囚が仮出獄の対象とされずにいるのか疑問である。

また、これらの者達とその親族、身柄引受人らとの面会や親書の交換がなされているか、すなわち外部交通の実状についても伺いたい。

右観点から、以下の点を質問する。

刑の執行開始後二五年を超えた六七名のうち、

1 これまで一度も地方更生保護委員会に仮出獄の申請がなされたことのない者の人数及び申請がなされない主な理由を、施設ごと、経過刑期期間ごとにそれぞれ明らかにされたい。

2 申請がなされたことのある者について、年度ごとの申請件数及び申請が棄却された主な理由を、施設

ごと、経過刑期期間ごとにそれぞれ明らかにされたい。

3 本年四月一日現在の年齢別の人数を明らかにされたい。

4 身柄引受人のいる無期刑囚の数を明らかにされたい。

5 最近一〇年間のうちに面会に訪れた者の数を、続柄（親族、身柄引受人、弁護士など）ごとに明らかにされたい。

6 最近五年間の親書の発受の回数を、交通の相手方の続柄ごとに明らかにされたい。

右質問する。